

医療費と介護費の負担が高額の方へ

高額医療・高額介護合算

制度をご利用下さい

高額医療・高額介護
合算療養費の申請を

「高額介護合算療養費制度」とは、8月～翌年7月までの1年間に
かかった医療保険の負担額と介
護保険の負担額を合算し、限度額
(表1)を超えた場合、申請により
限度額を超えた金額が支給される
制度です。

7月31日現在、荒川区の国民健
康保険に加入している方で、支給
が見込まれる方には、区から申請
書を送付しますので、申請して下
さい。

申請開始日 27年1月14日(水)
申請に必要なもの

▽国民健康保険被保険者証

▽申請書(送付したもの)

▽世帯主名義の口座番号・印鑑

▽介護保険被保険者証、介護保険
受給者の口座番号・印鑑

▽自己負担額証明書(合算期間内
に他の医療、介護保険での自己
負担額のある方)

●申請書を送付する世帯

合算期間に継続して荒川区の国
民健康保険の資格があり、高額医
療・高額介護合算療養費の支給が
見込まれる世帯に、27年1月13日
頃、申請書を世帯主に送付します。

●合算対象の医療費は、保険対象
外の治療、サービスを除く

*70歳未満の方は、一つの医療機
関で同月内に2万円以上の負
担額を支払った場合、合算の対
象になります

●申請書を送付出来ない世帯

合算期間内に医療保険の資格に
変更があった方には、申請書を送
付出来ません。7月31日現在加入
している医療保険者にお問い合わせ
下さい。また、申請時には次の

点にご注意下さい。

▼合算期間内に荒川区の国民健康
保険の資格を取得した方：加入
していた医療保険及び介護保険
(荒川区外からの転入者)からの
「自己負担額証明書」を添付し、
国保年金課で申請して下さい

▼合算計算期間内に荒川区の国民
健康保険の資格を喪失した方：
国保年金課で発行する「自己負
担額証明書」を添付し、7月31
日現在加入している他の医療保
険者に申請して下さい

申請・問合せ 国保年金課(区役
所1階) ☎内線2381

●後期高齢者医療制度の被保険者
で支給見込みのある方

27年2月中旬までに東京都後期
高齢者医療広域連合から申請書と
案内が送付される予定です。

問合せ 国保年金課

☎内線2391

●荒川区国民健康保険・後期高齢
者医療保険以外の医療保険に加
入している方

荒川区の介護保険サービスの利
用実績がある場合は、介護保険課

☎内線2432

●申請は、随時受け付けています
申請・問合せ 介護保険課(区役
所2階) ☎内線2432

表1 高額介護合算療養費の自己負担限度額(基準額)

区分	国民健康保険 +介護保険 (70歳~74歳の方がいる世帯)	国民健康保険 +介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)	後期高齢者 医療制度 +介護保険
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	126万円	67万円
一般	56万円	67万円	56万円
非課税世帯	II 31万円 I 19万円	34万円	31万円 19万円

*非課税世帯IIは、世帯全員が区民税非課税の世帯が該当します
*非課税世帯Iは、世帯全員が区民税非課税で、世帯全員の所得が0円の世帯が該当します
*同じ世帯に70歳未満の方・70歳~74歳の方がいる場合は、まず70歳~74歳の方を
計算し、まだ残る負担額を70歳未満の方の負担額と合算します
*医療保険における自己負担額には、保険適用されないものは含まれません
*医療・介護のどちらか一方の自己負担額が0円の場合と、限度額を超えた額が500
円未満の場合は支給されません

表2 27年1月からの高額療養費自己負担限度額

世帯区分	1カ月の自己負担限度額
旧ただし書き所得 901万円超	25万2600円+ (医療費総額-84万2000円) × 1 % * 4回目以降は、14万100円
旧ただし書き所得 600~901万円以下	16万7400円+ (医療費総額-55万8000円) × 1 % * 4回目以降は、9万3000円
旧ただし書き所得 210~600万円以下	8万100円+ (医療費総額-26万7000円) × 1 % * 4回目以降は、4万4400円
旧ただし書き所得 210万円以下	5万7600円 * 4回目以降は、4万4400円
住民税非課税	3万5400円 * 4回目以降は、2万4600円

*旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物な
どの譲渡所得金額等の合計(退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しない)から
基礎控除額33万円を控除したもの
* 4回目以降とは12カ月以内に3回以上高額療養費の該当があった場合の、4回目以降
の自己負担限度額です

火災に注意
して下さい

冬は空気が乾燥し、火災が発生
しやすい季節です。火災の多くは
ちよつとした注意や確認をするこ
とで予防出来ます。年末年始に向
け、家族で火災予防を心掛けま
しょう。

問合せ ▼防災課 ☎内線492

▼荒川消防署 ☎(3806) 0119

▼尾久消防署 ☎(3800) 0119



たばこの始末はしっかりと

死者が発生した住宅火災で一審
多い出火原因は「たばこ」です。

たばこによる火災は、火種の落
下、寝たばこ、火種の残ったたば
こをごみ箱に入れる不始末等に注
意すれば未然に防ぐことが出来ま
す。喫煙方法や吸いがらの処理に
注意する等、防火意識の向上が重
要です。

ストーブの周りには
物を置かない

寝具が使用中のストーブに触れ
る等、ストーブに可燃物が接する
ことが原因で火災が発生していま
す。また、ストーブで洗濯物を乾
燥させる等、暖房以外の目的での
使用により火災になる場合もあり
ます。ストーブの周りには、衣類
や寝具類、紙等の可燃物を置かな
いようにしましょう。



着衣着火にご注意を

調理等をしている時に、火が袖
口に燃え移り、火災に至る着衣着
火の件数・死傷者数が近年急増し
ています。中でも女性が被害にあ
う着衣着火件数は、男性の2倍以
上発生しています。火の周辺で着
用する機会の多いエプロンやア
ムカバ等は、防災製品のものに
しましょう。



調理中はコンロから
離れない

揚げ物の調理中に火をつけたま
まコンロから離れてしまい、油が
発火して火災になるケースが多く
あります。また、IHクッキングヒ
ーターを使用しているも、専用鍋
以外の使用や、少量の油での揚げ
物による火災が発生しています。
コンロの使用中はそばから離れな
い、離れる場合は必ず火を消すこ
とを心掛けましょう。



遺言のススメ 争続ではなく相続を

●遺言書(自筆、公正証書)作成支援 ●遺産分割協議書作成

現在、初回出張相談料無料(荒川区内に限り40分間)

ご希望の場所、日時に専門家がお伺いします(土日祭対応可)

たかの行政書士事務所

東京都荒川区南千住1-55-4

お問合せ・ご相談は

電話 03-3801-0267

荒川区の

結婚相談所

お見合い結婚しませんか

創業昭和45年 伝統と信頼の

全国仲人連合会

http://e-miai.jp/

親御様からのご相談も歓迎

0120-70-8000

東京都荒川区西日暮里2-25-1 ステーションガーデントワー3F

3時間の短い時間で運動をはじめ、
心地よいプログラムを提供する
デイサービスです



見学は随時、
受け付け中！
お気軽にご連絡
下さい！

悠々ハウス 西日暮里

住所:

電話番号:

荒川区西日暮里1-18-5-101

03-6458-3943

【広告】 *広告内容の問い合わせは各事業所へ

区役所の代表番号 ☎(3802)3111 区民の声FAX (3802)6262

